

広島県告示第四百六十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課、河川課及び各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年広島県告示第二百七十一号（浸水想定区域の指定）（一級河川太田川水系指定区間水内川及び二級河川黒瀬川水系黒瀬川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第八百十三号（浸水想定区域の指定）（二級河川沼田川水系沼田川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第八百十七号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間瀬戸川及び二級河川手城川水系手城川に係る部分に限る。）、平成二十一年広島県告示第三百三十号（浸水想定区域の指定）、平成二十一年広島県告示第六百一号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間河手川及び一級河川太田川水系指定区間南原川に係る部分に限る。）及び平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（一級河川江の川水系指定区間多治比川、同水系指定区間冠冠川、同水系指定区間国兼川、同水系指定区間戸郷川及び同水系指定区間西城川（広島県北部建設事務所庄原支所担当）に係る部分に限る。）は、廃止する。

平成三十年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称	河川の区間		担当建設事務所
一級河川太田川水系指定区間水内川	右岸	〃	広島県西部建設事務所
	左岸	広島市安佐北区可部町上町屋（上南原橋）から広島市安佐北区三入一丁目（根谷川合流点）まで	
一級河川太田川水系指定区間南原川	右岸	広島市安佐北区可部町南原（上南原橋）から広島市安佐北区可部八丁目（根谷川合流点）まで	〃
	左岸	安芸高田市吉田町多治比字長後林一二四四番地先から安芸高田市吉田町吉田（江の川合流点）まで	
一級河川江の川水系指定区間多治比川	右岸	安芸高田市吉田町多治比字隠地一七三三番地先から安芸高田市吉田町吉田（江の川合流点）まで	〃
	左岸	山県郡北広島町蔵迫字二から山県郡北広島町壬生（江の川合流点）まで	
一級河川江の川	左岸	広島県西部建設	広島県西部建設

水系指定区間志路原川		一級河川江の川水系指定区間冠川		二級河川黒瀬川水系黒瀬川		二級河川沼田川水系沼田川		一級河川芦田川水系指定区間瀬戸川		一級河川芦田川水系指定区間河手川		二級河川手城川水系手城川		一級河川江の川水系指定区間国兼川		一級河川江の川水系指定区間西城川		一級河川江の川水系指定区間戸郷川			
右岸		左岸		右岸		左岸		右岸		左岸		右岸		左岸		右岸		左岸			
山県郡北広島町蔵迫字明智八七八番地先から山県郡北広島町丁保余原（江の川合流点）まで		山県郡北広島町本地字蜂ヶ丸から山県郡北広島町有田（志路原川合流点）まで		山県郡北広島町本地字蜂ヶ丸から山県郡北広島町丁保余原（志路原川合流点）まで		東広島市八本松町正力（笹橋）から呉市郷原町（二級ダム）まで		東広島市福富町久芳（福富ダム）から三原市本郷町船木字兼広一三五九番九地先まで		東広島市福富町久芳（福富ダム）から三原市本郷町船木字藤附一二一一番二地先まで		福山市瀬戸町地頭分（瀬戸池）から福山市草戸町（芦田川合流点）まで		福山市赤坂町赤坂字正田七五四三番地先から福山市津之郷町津之郷（瀬戸川合流点）まで		福山市赤坂町赤坂字田之迫七六五八番地先から福山市瀬戸町山北（瀬戸川合流点）まで		福山市春日町浦上（春日池）から福山市東手城町二丁目（海）まで		三次市和知町九八九番四地先から三次市高杉町（馬洗川合流点）まで	
事務所安芸太田支所		"		"		"		"		"		"		"		"		"			
広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県西部建設事務所呉支所		広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県西部建設事務所呉支所		広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県西部建設事務所呉支所		広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県西部建設事務所呉支所		広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県西部建設事務所三原支所		広島県東部建設事務所		広島県東部建設事務所		広島県北部建設事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所		広島県北部建設事務所庄原支所		"			